

# 令和3年度 石川ブランド製品認定制度 募集要領

## 【認定部門】

- ①機械 ②情報 ③繊維その他産業材 ④食品  
⑤伝統的工芸品・生活雑貨・インテリア等

## 【認定の称号】

プレミアム  
石川ブランド  
(最優秀賞)

[最大1件/部門]



グッド  
石川ブランド  
(優秀賞)

[最大3件/部門]



## 【募集期間】

令和3年4月16日(金)～5月31日(月)

令和3年4月  
石川県商工労働部産業政策課

## 1. 目的

県内の中小企業者等が開発又は改良した製品のうち、新規性や技術の独自性等において優秀で、ブランド化できる可能性が高いと認められる製品を「石川ブランド製品」として認定します。

当該製品のブランド化に向けた支援を行うことで、価格競争に巻き込まれない差別化された製品づくりを促進し、もって県内モノづくり産業の更なる競争力強化を図ることを目的とします。

## 2. 認定の対象

認定の申請時から起算して概ね1年以内に販売された新製品、又は概ね1年以内に製品の改良を行い販売された製品で、以下のいずれかの部門に該当するもの。

- (1) 機械
- (2) 情報
- (3) 繊維その他産業材
- (4) 食品
- (5) 伝統的工芸品・生活雑貨・インテリア等

## 3. 申請者

1年以上県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者。

- (1) 中小企業者（※）、個人事業主
- (2) 企業組合、協業組合
- (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人
- (5) 漁業協同組合
- (6) 水産加工業協同組合
- (7) 森林組合、森林組合連合会
- (8) 商工組合、商工組合連合会
- (9) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- (10) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- (11) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- (12) 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- (13) 有限責任事業組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- (14) 上記に掲げるもののほか、知事が特に認めるもの

(※) 中小企業者とは、以下の表の左欄に掲げる主たる事業として営んでいる業種が、業種ごとの資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす企業をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額または 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

注1 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まないものとする。

2 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づくものとする。

3 大企業と以下に掲げる関係を持つ企業（いわゆる「みなし大企業」）は対象外とする。

① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者  
ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

#### 4. 募集期間

令和3年4月16日（金）～5月31日（月）【17：00必着】

#### 5. 応募方法

次の書類を記載し、下記の提出先へ持参もしくは郵送してください。

##### ■提出書類

<以下2種の書類は各1部> ※①②は必須

① 石川ブランド製品認定申請書【1部】

② 誓約書【1部】 \*

<以下4種の書類は各8部> ※③④は必須（⑥は食品部門は必須）

③ 石川ブランド製品認定申請調書【8部】

④ 製品の販売用パンフレット、チラシ等【8部】

⑤ その他、製品の技術的な裏づけを証明できる書類（あれば）【8部】

⑥ 加工食品のパッケージ、食品表示（一括表示、栄養成分表示）

（食品部門へ申請する場合のみ）【8部】

\* 申請書類等様式用の紙サイズは原則としてA4判の片面印刷とし、パンフレットやチラシなど他の提出書類とともに、左側に縦2穴で穴を開け、③～⑥の提出書類一式の左上1か所をクリップ留めの上（ホッチキス留め不可）、8セット提出してください。

\* 申請製品は関係法令に違反していないことが前提です。特に、知的財産権、食品表示法、景品表示法、健康増進法、医薬品医療機器等法などは十分確認の上、誓約書をご記入ください。

- 申請書類については以下のホームページよりダウンロードが可能です。  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/ishibura/>

■ 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
 石川県商工労働部産業政策課 競争力強化推進グループ

※郵送の場合は封筒に「石川ブランド申請書在中」と記載をお願いいたします。

## 6. 認定の称号

新規性や技術の独自性等が優秀で、ブランド化できる可能性が高い製品であると認められる製品を、石川ブランド製品として以下のとおり認定します。

- 「プレミアム石川ブランド」 (最優秀賞) …最大1件/部門
- 「グッド石川ブランド」 (優秀賞) …最大3件/部門

## 7. 認定方法及びスケジュール

ブランディング等の著名専門家、商社・小売業のバイヤー、有識者等を委員とする審査・求評会を開催し、申請者がプレゼンテーション、委員が審査とアドバイス等を行い、後日、県が石川ブランド製品を認定します。

スケジュールは以下のとおりです。(詳細はお問い合わせください)

日程	内容
4月16日(金)～5月31日(月)	公募
6月～7月頃	書類審査、審査・求評会
8月頃	審査結果の通知、認定製品の公表

## 8. 審査項目

審査テーマ	審査ポイント
モノづくりの背景にある構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザー視点の課題や解決策の設定</li> <li>・ブランドコンセプト</li> </ul>
製品の機能性・デザイン性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術と生産体制</li> <li>・デザインの工夫</li> <li>・ユーザーが得られる利益</li> </ul>
ターゲティング・販売戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題・市場分析に基づいたターゲットの策定</li> <li>・ユーザーとのコミュニケーション</li> </ul>
石川らしさ(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用している地域資源</li> <li>・サプライチェーンにおける県内企業・事業者等</li> </ul>

※「石川らしさ」については、繊維その他産業材部門、食品部門、伝統的工芸品・生活雑貨・インテリア等部門に申請される場合のみご記載下さい。

## 9. 認定後の支援

### ■「プレミアム石川ブランド」認定企業への支援

- (1) ブランディング等の著名専門家によるフォローアップ支援【2回】
- (2) シンボルマーク（右掲）の付与
- (3) 認定製品のブランド化に係る経費（改良、販売促進等）の補助  
補助限度額：400千円 補助率：2/3



### ■「グッド石川ブランド」認定企業への支援

- (1) ブランディング等の著名専門家によるフォローアップ支援【1回】
- (2) シンボルマーク（右掲）の付与



### ■認定企業共通の支援

- (1) 公益財団法人石川県産業創出支援機構（ISICO）の販路開拓アドバイザーによる販路開拓支援
- (2) 県・ISICOのホームページ、パンフレットでのPR
- (3) 金沢駅・小松空港・石川県地場産業振興センター等での展示・PR

## 10. 問合せ先

石川県商工労働部産業政策課 競争力強化推進グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL：076-225-1512 FAX：076-225-1514